

# 有効利用評価方針の改正の考え方について（案）

---

令和5年6月7日  
有効利用評価部会  
事務局

# 令和5年度の有効利用評価に向けて

- 令和4年度携帯電話等の有効利用評価結果において、今後の有効利用評価に向けた検討課題とされた項目は、以下の表のとおり。
- このうち、評価方針案の検討を行うに当たり、1・2については調査に係る検討が事前に必要であり、3・5については周波数の利用実態等をヒアリング等で事前に把握することが重要と考えられる。
- **このため、令和5年度有効利用評価に係る評価方針の検討に当たっては、検討課題のうち、4・6・7の検討を行うこととする。**
- 加えて、令和4年度有効利用評価結果の「パブコメ」において、**定性評価の考え方をあらかじめ明確化すべきとの意見があったことを踏まえ、定性評価の基準の明確化を検討することとする。**

	項目	内容
1	5G SA導入に係る調査	総務省に対して、利用状況調査の対象にSAの導入状況を加えることを検討要請している。総務省の検討結果を踏まえつつ評価の在り方について検討する。
2	人口カバレッジに係る調査	各事業者はそれぞれの手法によって人口カバレッジの通信可否の判定を行っており、より適正な評価を実施していくために、総務省に現行の人口カバレッジの判定方法に係る課題抽出等を行うことを要請している。
3	5G導入開設指針に係る周波数帯の評価	5G導入開設指針※に係る周波数である3.7GHz、4.0GHz、4.5GHz、28GHz帯は、開設計画の有効期間が令和6年4月に満了するため、満了後の評価基準を定める必要がある。高周波数帯などの周波数特性に適した評価項目や評価基準についても検討する。 ※ 第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成31年総務省告示第24号）
4	2.3GHz帯に係る評価	2.3GHz帯は、令和4年5月にダイナミック周波数共用を前提として割り当てられ、令和5年度の利用状況調査から調査対象となる。認定計画の有効期間中の実績評価及び進捗評価を行うため、評価項目や評価基準について検討する。
5	3Gに係る評価	各事業者は、3Gサービスを既に終了又は終了予定を公表。3Gからマイグレーションを図ることは、電波の有効利用の観点からは望ましい一方、現行の評価方針では、3Gの基地局数やカバー率等に着眼した基準となっており、評価が低くなる可能性があるため、評価の在り方について検討する。
6	進捗評価における総通局単位の基地局数の評価	有効利用評価では、すべての周波数帯ごとの全国及び総合通信局の管轄区域における基地局数、人口カバー率、面積カバー率等に関して実績評価及び進捗評価を行う。令和4年度の有効利用評価の進捗評価における基地局数の評価については、全国を対象として評価を実施したところ、今後、総合通信局単位での評価を行うための基準について検討する。
7	音声トラヒックの評価	現行の評価方針では、トラヒックの増加を評価基準としており、今後、音声からデータ通信への移行という社会の潮流に、評価基準が十分対応しきれなくなる可能性がある。このため、音声からデータ通信への移行が進んでいる状況を踏まえ、音声トラヒックの評価の在り方について検討する。

## 1. 検討課題

- 2.3GHz帯は、令和4年5月にダイナミック周波数共有を前提として割り当てられ、令和5年度の利用状況調査から調査対象となる。認定計画の有効期間中の実績評価及び進捗評価を行うため、評価項目や評価基準について検討する。

## 2. 考え方(案)

- 現行の有効利用評価方針の実績評価及び進捗評価(開設計画の認定の有効期間中の周波数帯)では、5G用周波数帯とそれ以外の周波数帯で異なる評価基準を定めているところ、2.3GHz帯は5G用周波数として割当てが実施されたことを踏まえると、5G用周波数帯の評価基準を適用することが基本と考えられる。
- これに関し、これまでの5G用周波数(3.7GHz帯・28GHz帯、1.7GHz帯(東名阪以外)等)の評価基準では、開設指針においてエリアカバーの指標として人口カバー率ではなく基盤展開率を採用していることに鑑み、実績評価として人口カバー率に加え基盤展開率(及び基盤展開率を構成する高度特定基地局)を、進捗評価として基盤展開率(及び高度特定基地局)を採用している。
- この点、2.3GHz帯は、既存免許人とダイナミック周波数共有することを前提としていることから、開設指針においてエリアカバーの指標として基盤展開率や人口カバー率を採用しておらず、開設計画においても、基盤展開率(及び高度特定基地局)や人口カバー率に係る計画は存在していない。
- このため、2.3GHz帯の評価基準では、5G用周波数帯の評価基準のうち、基盤展開率(及び高度特定基地局)に係る評価基準は適用しないことが適当であると考えられる。  
※ この結果、2.3GHz帯の進捗評価の基準から、エリアカバー率に係る基準が適用されなくなると、進捗評価は開設計画の進捗状況を評価するものであるため、2.3GHzの開設計画において人口カバー率に係る計画が存在しないことに鑑みれば、基盤展開率の代わりに人口カバー率といった他のエリアカバーに係る評価基準を適用することは適当でないと考えられる。
- なお、現行の有効利用評価の実績評価のうち、電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率に係る基準は、相対的な基準として、周波数帯の平均的な電波の利用状況との比較を採用しているところ、2.3GHz帯が割り当てられた事業者は1者のみであるため、これらに係る基準の評価は行わないこととなる。  
※ 令和4年度有効利用評価の際も、1.7GHz帯(東名阪以外)が1事業者への割当ての事例であり、他の周波数帯(例えば、1.7GHz帯(東名阪以外))の評価でも、1事業者への割当ての場合にあっては、別の新たな基準を設けることとせず、単にこれらの実績評価を実施しないこととしている。
- 以上を踏まえると、2.3GHz帯については、実績評価では技術導入状況のみを評価し、進捗評価では基地局数と技術導入状況の評価することとなる。

### 3. 改正内容 (案)

- 2.3GHz帯に係る認定計画の有効期間中の実績評価及び進捗評価を行うため、5 G用周波数帯の評価基準を適用することとする。ただし、基盤展開率及び高度特定基地局に係る基準は適用しないこととする。
- 具体的には、5 G用周波数帯の定義に2.3GHz帯の周波数を追加するとともに、基盤展開率及び高度特定基地局に係る基準を適用しないことを明確化する観点から、これらに係る基準については、2.3GHz帯を除く旨を明記することとする。

#### ●別紙3 開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における実績評価の基準

2 5 G高度特定基地局の数及び5 G基盤展開率  
5 G高度特定基地局<sup>32</sup>の数及び5 G基盤展開率<sup>33</sup>に係る実績評価の基準は、相対的な基準とし、5 G用周波数帯<sup>34</sup> (2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数を除く。) において、次に掲げる表のとおりとする。

3 技術基準導入状況

(1) 5 G用周波数帯<sup>33</sup>以外の周波数帯

(脚注)

<sup>34</sup> 5 G導入開設指針及び、5 G普及開設指針及び2.3GHz帯における第5世代移动通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針 (令和4年総務省告示第51号。以下「2.3GHz帯開設指針」という。) により割り当てられた周波数をいう。

#### ●別紙4 開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における進捗評価の基準

3 5 G高度特定基地局の数及び5 G基盤展開率 (5 G用周波数帯 (2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数を除く。))

## 1. 検討課題

- 有効利用評価では、すべての周波数帯ごとの全国及び総合通信局の管轄区域における基地局数、人口カバー率、面積カバー率等に関して実績評価及び進捗評価を行う。
- 令和4年度の有効利用評価の進捗評価における基地局数の評価については、全国を対象として評価を実施したところ、今後、総合通信局単位での評価を行うための基準について検討する。

## 2. 考え方(案)

- ・ 有効利用評価に係る基地局の数については、①**電気通信業務用基地局数**と②**5G高度特定基地局数**がある。
- ・ ①の**電気通信業務用基地局**については、人口カバー率の拡大やトラヒック対策を中心に設置を進めていることから、令和2年度国勢調査人口をもとに、**全国を1としたときの各総合通信局の人口比率を算出し、その比率を乗じて、全国の基地局数の基準値から各総合通信局の数値を導出し、総合通信局単位の基準値として設定する。**
- ・ ②の**5G高度特定基地局**については、全国を10キロ四方のメッシュに区切り、メッシュごとに5G高度特定基地局を整備する基盤展開率という考え方があることから、**全国における整備対象メッシュ数である約4,500メッシュを分母とし、各総合通信局の管内におけるメッシュ数を分子とする数値を全国の基準値に乗じた数値を総合通信局単位の基準値として設定する。**

(参考) ② 5G高度特定基地局数に係る総通局単位の基準値の算出方法

$$\text{全国の基準値} \times \frac{\text{当該総通局管内のメッシュ数}}{\text{全国の整備対象メッシュ数}} = \text{当該総通局単位の基準値}$$



3. 改正内容 (案)

- 基地局の数に係る総合通信局ごとの進捗評価を行うため、総合通信局ごとの評価基準値を、以下のとおり設定することとする。
  - ・ 電気通信業務用基地局：全国の基準値に、全国を1としたときの各総合通信局の人口比率を乗じたもの
  - ・ 5G高度特定基地局：全国の基準値に、全国を1としたときの各総合通信局の基盤展開率のメッシュ比率を乗じたもの

● 電気通信業務用基地局 (別紙2) 認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価 (進捗評価)

評価区分	S	A	B	C	(参考) 人口按分比
全国	前年度実績値 + 3,000局超	前年度実績値 ± 3,000局以内	前年度実績値 - 5,000局以上 前年度実績値 - 3,000局未満	前年度実績値 - 5,000局未満	100%
北海道	前年度実績値 + 124局超	前年度実績値 ± 124局以内	前年度実績値 - 207局以上 前年度実績値 - 124局未満	前年度実績値 - 207局未満	4.1%
東北	前年度実績値 + 205局超	前年度実績値 ± 205局以内	前年度実績値 - 341局以上 前年度実績値 - 205局未満	前年度実績値 - 341局未満	6.8%
関東	前年度実績値 + 1,057局超	前年度実績値 ± 1,057局以内	前年度実績値 - 1,762局以上 前年度実績値 - 1,057局未満	前年度実績値 - 1,762局未満	35.2%
信越	前年度実績値 + 101局超	前年度実績値 ± 101局以内	前年度実績値 - 168局以上 前年度実績値 - 101局未満	前年度実績値 - 168局未満	3.4%
北陸	前年度実績値 + 70局超	前年度実績値 ± 70局以内	前年度実績値 - 116局以上 前年度実績値 - 70局未満	前年度実績値 - 116局未満	2.3%
東海	前年度実績値 + 355局超	前年度実績値 ± 355局以内	前年度実績値 - 592局以上 前年度実績値 - 355局未満	前年度実績値 - 592局未満	11.8%
近畿	前年度実績値 + 488局超	前年度実績値 ± 488局以内	前年度実績値 - 814局以上 前年度実績値 - 488局未満	前年度実績値 - 814局未満	16.3%
中国	前年度実績値 + 173局超	前年度実績値 ± 173局以内	前年度実績値 - 288局以上 前年度実績値 - 173局未満	前年度実績値 - 288局未満	5.8%
四国	前年度実績値 + 88局超	前年度実績値 ± 88局以内	前年度実績値 - 147局以上 前年度実績値 - 88局未満	前年度実績値 - 147局未満	2.9%
九州	前年度実績値 + 304局超	前年度実績値 ± 304局以内	前年度実績値 - 507局以上 前年度実績値 - 304局未満	前年度実績値 - 507局未満	10.1%
沖縄	前年度実績値 + 35局超	前年度実績値 ± 35局以内	前年度実績値 - 58局以上 前年度実績値 - 35局未満	前年度実績値 - 58局未満	1.2%

● 電気通信業務用基地局 (別紙4) 認定の有効期間中の周波数帯等の評価 (進捗評価)

評価区分	S	A	B	C	(参考) 人口按分比
全国	計画値 + 3,000局超	計画値以上 計画値 + 3,000局以内	計画値 - 3,000局以上 計画値未満	計画値 - 3,000局未満	100%
北海道	計画値 + 124局超	計画値以上 計画値 + 124局以内	計画値 - 124局以上 計画値未満	計画値 - 124局未満	4.1%
東北	計画値 + 205局超	計画値以上 計画値 + 205局以内	計画値 - 205局以上 計画値未満	計画値 - 205局未満	6.8%
関東	計画値 + 1,057局超	計画値以上 計画値 + 1,057局以内	計画値 - 1,057局以上 計画値未満	計画値 - 1,057局未満	35.3%
信越	計画値 + 101局超	計画値以上 計画値 + 101局以内	計画値 - 101局以上 計画値未満	計画値 - 101局未満	3.4%
北陸	計画値 + 70局超	計画値以上 計画値 + 70局以内	計画値 - 70局以上 計画値未満	計画値 - 70局未満	2.3%
東海	計画値 + 355局超	計画値以上 計画値 + 355局以内	計画値 - 355局以上 計画値未満	計画値 - 355局未満	11.8%
近畿	計画値 + 488局超	計画値以上 計画値 + 488局以内	計画値 - 488局以上 計画値未満	計画値 - 488局未満	16.3%
中国	計画値 + 173局超	計画値以上 計画値 + 173局以内	計画値 - 173局以上 計画値未満	計画値 - 173局未満	5.8%
四国	計画値 + 88局超	計画値以上 計画値 + 88局以内	計画値 - 88局以上 計画値未満	計画値 - 88局未満	2.9%
九州	計画値 + 304局超	計画値以上 計画値 + 304局以内	計画値 - 304局以上 計画値未満	計画値 - 304局未満	10.1%
沖縄	計画値 + 35局超	計画値以上 計画値 + 35局以内	計画値 - 35局以上 計画値未満	計画値 - 35局未満	1.2%

● 5G 高度特定基地局 (別紙4) 認定の有効期間中の周波数帯等の評価 (進捗評価)

評価区分	S	A	B	C	(参考) メッシュ按分比
全国	計画値 + 1,000局超	計画値以上 計画値 + 1,000局以内	計画値 - 1,000局以上 計画値未満	計画値 - 1,000局未満	100%
北海道	計画値 + 204局超	計画値以上 計画値 + 204局以内	計画値 - 204局以上 計画値未満	計画値 - 204局未満	20.4%
東北	計画値 + 167局超	計画値以上 計画値 + 167局以内	計画値 - 167局以上 計画値未満	計画値 - 167局未満	16.7%
関東	計画値 + 92局超	計画値以上 計画値 + 92局以内	計画値 - 92局以上 計画値未満	計画値 - 92局未満	9.2%
信越	計画値 + 62局超	計画値以上 計画値 + 62局以内	計画値 - 62局以上 計画値未満	計画値 - 62局未満	6.2%
北陸	計画値 + 35局超	計画値以上 計画値 + 35局以内	計画値 - 35局以上 計画値未満	計画値 - 35局未満	3.5%
東海	計画値 + 73局超	計画値以上 計画値 + 73局以内	計画値 - 73局以上 計画値未満	計画値 - 73局未満	7.3%
近畿	計画値 + 68局超	計画値以上 計画値 + 68局以内	計画値 - 68局以上 計画値未満	計画値 - 68局未満	6.8%
中国	計画値 + 86局超	計画値以上 計画値 + 86局以内	計画値 - 86局以上 計画値未満	計画値 - 86局未満	8.6%
四国	計画値 + 56局超	計画値以上 計画値 + 56局以内	計画値 - 56局以上 計画値未満	計画値 - 56局未満	5.6%
九州	計画値 + 136局超	計画値以上 計画値 + 136局以内	計画値 - 136局以上 計画値未満	計画値 - 136局未満	13.6%
沖縄	計画値 + 21局超	計画値以上 計画値 + 21局以内	計画値 - 21局以上 計画値未満	計画値 - 21局未満	2.1%



## 1. 検討課題

- 令和4年度有効利用評価結果のパブコメにおいて、定性評価の考え方をあらかじめ明確化すべきとの意見があったことを踏まえ、定性評価の基準の明確化を検討する。
- 現行の評価方針では、トラヒックの増加を評価基準としており、今後、音声からデータ通信への移行という社会の潮流に、評価基準が十分対応しきれなくなる可能性がある。このため、音声からデータ通信への移行が進んでいる状況を踏まえ、音声トラヒックの評価の在り方について検討する。

## 2. 考え方(案)

- ・ 現行の有効利用評価方針の定性評価の基準では、具体的な評価項目とその評価項目に係る評価基準の考え方が明記されていない。
- ・ この点、令和4年度の有効利用評価の定性評価においては、評価項目として、①5G基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③トラヒック(データ・音声)、④MVNOに対するサービス提供、⑤携帯電話の上空利用及びIoT利用を対象とすることとし、その評価に当たっては、評価基準の考え方を評価項目ごとに整理した。
- ・ 今般、**定性評価の基準を明確化するに当たっては、令和4年度有効利用評価の際に整理した評価項目や評価項目ごとの評価基準の考え方を踏襲することとし、これらを有効利用評価方針に明記することとする。**なお、その際、令和5年度の定性評価の際に適用する基準をより明確に区別するため、一部修正を行う。
- ・ また、音声トラヒックの評価については、今後はデータトラヒックが中心となり、音声トラヒックの評価の必要性は薄れつつあることに鑑み、令和5年度以降の有効利用評価については、**音声トラヒックを評価対象から外すこととする。**

## 3. 改正内容 (案)

- 定性評価について、個別の評価項目及び評価基準の明確化を図るため、次のとおり改正する。

### 三 評価の事項、方法及び基準

#### (2) 評価の方法

- イ (1)エの事項は、1 又は 2 以上の免許人の 1 又は 2 以上の周波数帯に係る利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価するものとする<sup>16</sup>。

(脚注)<sup>16</sup> 具体的には、①5G基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③データトラヒック、④電波の割当てを受けていない者等 (MVNO)に対するサービス提供、⑤携帯電話の上空利用及びIoTへの取組を対象に評価を行うものとする。

### ●別紙5 総務省令に規定する事項に係る評価の基準

#### 1 総務省令に規定する事項

総務省令に規定する事項に係る評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
a	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われている。
b	電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われている。
c	電波の有効利用又は適切な電波利用があまり行われていない。
d	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われていない。

を削除し、

評価項目	評価	評価の基準
① 5G基地局におけるインフラシェアリング	a	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる(又は計画を有している)。
	b	インフラシェアリングの実績があり、今後、一定の計画を有している。
	c	インフラシェアリングの実績はあるものの、今後の計画がない(又は不十分である)。
	d	インフラシェアリングの実績がなく、また今後の計画もない。
② 安全・信頼性の確保 <sup>36</sup>	a	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる(又は計画を有している)。
	b	過去の経験等を踏まえ、前年度に比べて改善が見られる。
	c	一定の取組はあるものの、前年度に比べて改善が見られない。
	d	十分な取組が行われていない。
③ データトラヒック	a	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる(又は計画を有している)。
	b	トラヒックが増加傾向にあり、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。
	c	トラヒックは減少傾向にあるものの、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。
	d	トラヒックを効率的に処理する工夫がなされていない。
④ 電波の割当てを受けていない者等 (MVNO <sup>37</sup> )に対するサービス提供	a	bに加えて、MVNOへの更なる開放に積極的に取り組んでいる。
	b	MVNOへの提供が自社グループ以外の多数に行われている。
	c	MVNOへの提供が自社グループ内に留まっている(又は少数に留まっている)。
	d	MVNOへの提供を全く行っていない。
⑤ 携帯電話の上空利用及びIoTへの取組	a	bに加えて、5Gの活用(上空利用)／サービスの多様化(IoT利用)に積極的に取り組んでいる。
	b	実用化に積極的に取り組んでいる。
	c	実証段階に留まっている。
	d	自社として具体的な取組が行われていない。

(脚注)<sup>36</sup> 災害対策、通信障害対策、セキュリティ対策をいう。

(脚注)<sup>37</sup> MNO(電気通信役務としての移動通信サービス(以下単に「移動通信サービス」という。))を提供する電気通信事業者を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者をいう。の提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用していない者をいう。

を加える。